

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

倉吉市長 広田 一恭

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

倉吉市（中野・今在家・四王寺・倭文地区を除く）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法 人	27 経営体
個 人	161 経営体
集落営農（任意組織）	5 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・倉吉市農業再生協議会の水田収益力強化ビジョンに記載された生産品目の作付けを推進する。
- ・J A、農業委員会、中部総合事務所農林局、土地改良区等と相互に連携し、人・農地問題チーム会議が中心となって、地域・集落段階における農業の将来展望と、地域の中心的経営体の育成に努める。
- ・認定農業者等の中心的経営体の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、集落単位による話し合いのなかで、指導、助言を行う。
- ・地域の中心となる経営体に対し、農地の積極的な活用を促し、地域ごとの農地の利用実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。
- ・関係機関と連携し、6次産業化を目指す農業法人及び個別経営体を支援する。
- ・農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、関係機関が連携し農地中間管理事業の活用及び新規就農の促進を行う。